

公 示

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和3年12月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公 第 81 号)

九州運輸局長
令和3年12月1日

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案番号	休止又は廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止の理由	備考
			起 点	終 点				
鹿3廃6	廃止	南国交通株式会社	鹿児島県始良市北山2039先	鹿児島県始良市上名1980先	14.80	R4.4.1	利用者数の減少及び乗務員不足のため	
			鹿児島県始良市蒲生町漆1019先	鹿児島県始良市蒲生町漆620-4先	0.30			
鹿児島県始良市蒲生町西浦4067先			鹿児島県始良市蒲生町米丸2746先	2.50				
鹿児島県伊佐市菱刈南浦2140先			鹿児島県始良郡湧水町幸田1696-16先	5.30				
鹿児島県始良郡湧水町幸田159-7先			鹿児島県霧島市横川町中ノ1511先	2.40				
鹿児島県薩摩川内市永利町3221-1先			鹿児島県薩摩川内市百次町1687先	1.70				
鹿児島県薩摩川内市百次町1437先			鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2490先	8.80				
鹿児島県薩摩川内市高城町3193先			鹿児島県薩摩川内市高城町1544先	0.30				